

## 浅口市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

このことにつきまして、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

#### 1 処分等の内容

- (1) 処 分 日 令和6年3月1日
- (2) 被 処 分 者 浅口市教育委員会事務局学校教育課主事（再任用） 64歳
- (3) 処分の内容 減給10分の1 1月
- (4) 事案の概要

被処分者は、令和5年6月15日（木）午後5時35分頃、通勤中に自家用車を運転し、信号機のない交差点を左折しようとした際、自転車横断帯手前で横断しようとする自転車を確認し、その通過を待たため一時停止した。その後、再度、左折発進する際、引き続き同自転車横断帯を東から西に横断してくる自転車に対する安全確認が不十分なまま時速約15キロメートルで進行し、自転車を運転していた被害者と衝突したことにより被害者に全治約3か月の傷害を負わせたもの。

#### (5) 処分理由

被処分者が法令等を率先して遵守すべき公務員であり、今回の案件が本市の市政執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を失墜させるものであることから、浅口市職員に適用される「交通事故等を起こした職員に対する懲戒処分等の基準」に基づき、懲戒処分を行った。

#### 2 今後の対応

交通安全に係る法令遵守の徹底を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

#### 3 教育長コメント

この度、本市教育委員会事務局職員が通勤中に自家用車で交通事故を起こし、相手の方に傷害を負わせたことにつきまして、教育行政に対する信頼を損なってしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後は、教育委員会事務局職員の綱紀粛清を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

#### 4 市長コメント

本市職員が行政に対する信頼を失墜させる事態を引き起こしましたことは、極めて遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、全職員で再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

#### 5 本件に関する問い合わせ

浅口市教育委員会事務局教育総務課 TEL：0865-44-7023